

子ども手当について

1 子ども手当の趣旨及び受給者の責務

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

受給者は、この趣旨にかんがみ、子ども手当をその趣旨に従って用いなければならぬこととされています。

2 支給対象者及び手当月額

養育者が日本国内に住所（外国人登録を含む）を有し、中学校修了前までの子どもを養育していること。子ども一人につき月額13,000円

※公務員は、勤務先から支給されます。

3 子ども手当の支給日及び件数等（公務員は除きます。）

支給日 6月15日（4・5月分）

支給件数 約**48,000**件……①+②+③

対象児童 約**77,000**人

支給方法 指定された口座に振り込み

支給総額 約**20**億円

※6月の支給に漏れた方は、7月15日、8月13日、9月15日に支給

4 支給件数の内訳（平成22年5月24日現在）

① 児童手当受給者で子ども手当に移行する方 約**41,000**件

（中学1年生以下が該当で認定請求は不要。4月13日に認定通知を送付。）

② 対象年齢拡大及び所得制限撤廃により請求・認定された方

約**6,200**件

（子ども手当該当の受給者に、4月30日付けで認定請求書を送付。）

③ 転入及び出生等により請求・認定した方

約**800**件

5 今後の支給予定

平成22年10月15日（6月～9月分）

平成23年 2月15日（10月～1月分）

平成23年 6月15日（2月～3月分）

6 その他

・外国人の海外別居監護で新規認定は、現在ありません。

お問い合わせ先
相模原市健康福祉局こども育成部
こども青少年課 母子・手当班
電話 042-769-8232